

# 北本市 第六期障害福祉計画・ 第二期障害児福祉計画について (概要)

令和2年6月9日

## 本計画に係る根拠法

### 障害者総合支援法（抜粋） ※障害福祉計画根拠

#### ○法第 87 条第 1 項(基本指針)

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

#### ○法第 88 条第 1 項(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### 児童福祉法（抜粋）

### ※障害児福祉計画根拠

#### ○法第 33 条の 19 第 1 項

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

#### ○法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### ○法第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## 策定委員会の開催に係る根拠

### 基本指針（抜粋）

#### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 2 計画の作成のための体制の整備
  - (1) 作成委員会の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。



## 本計画の位置づけ（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の関係）

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

今回策定の第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画は、②障害福祉計画、③障害児福祉計画にあたります。

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保などに関して定める

① 障害者計画にあたります。

②障害福祉計画、③障害児福祉計画にあたります。

北本市計画の期間									
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現									
②第五期障害福祉計画 ③第一期障害児福祉計画			②第六期障害福祉計画 ③第二期障害児福祉計画				②第七期障害福祉計画 ③第三期障害児福祉計画		

本計画

## R2.1.17 社会保障審議会障害者部会(第98回)資料より抜粋

### 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

#### 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

#### 3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

##### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

##### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

##### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

##### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

##### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

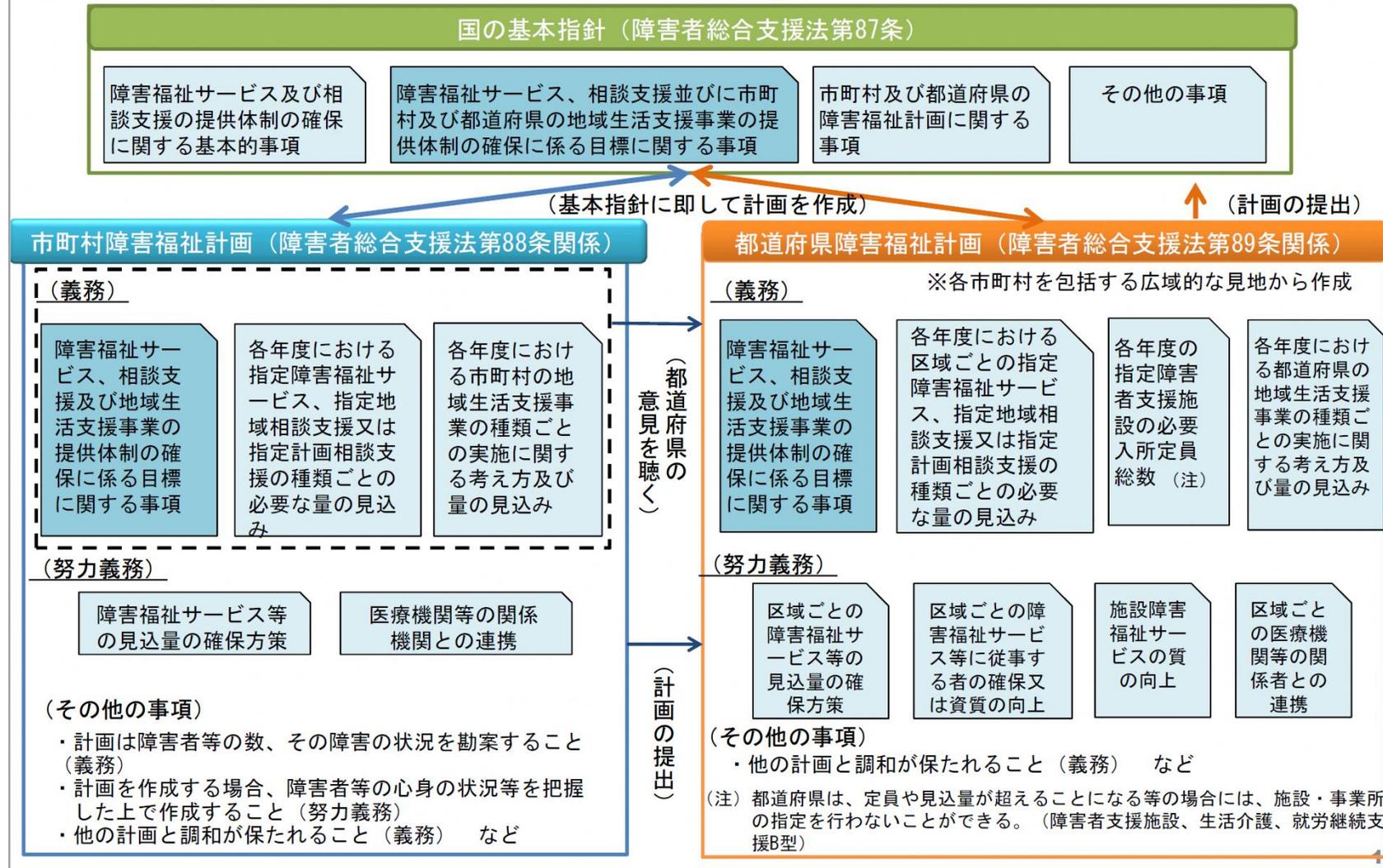
- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

## R2.1.17 厚生労働省 社会保障審議会障害者部会(第98回)参考資料より抜粋

### 【基本指針の見直しに関する参考資料】

参考資料 1

#### (参考1-1)障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



## R2.1.17 厚生労働省 社会保障審議会障害者部会(第98回)参考資料より抜粋

### (参考1-2)障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

